

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年2月10日

世田谷区

※本契約の締結は、本契約に係る予算配当を条件とする。

1 事業概要

(1) 契約予定件名

イベントホームステイ実施業務委託

(2) 目的

アメリカ合衆国のキャンプ期間と東京2020大会期間中に、既に住宅宿泊事業を実施している区民を含め、区民の自宅に宿泊する機会を増やすことで、区を訪れる観光客等へのおもてなしや交流の促進につなげる。

(3) 事業内容

自宅提供想定数は、100件程度（既存の住宅宿泊事業者（家主居住型）も対象）

① イベントホームステイ運営事務局

・自宅提供者希望者等からの問合せ対応等

② 自宅提供希望者の審査

ア 自宅提供希望者の書類審査

イ 自宅提供の要請通知発送

③ 自宅提供者向けの講習

ア 区が用意する会場で講習を実施

イ イベントホームステイ実施手引の作成

④ 自宅提供者の情報管理等

・自宅提供者の情報管理やルール違反チェック等

⑤ 宿泊者の募集支援

・自宅提供者と宿泊希望者のマッチング支援

⑥ 苦情受付窓口（24時間対応）

ア 自宅提供者及び宿泊者等からの問合せ対応

イ 苦情・相談対応

ウ トラブル発生時の対応体制構築

⑦ 実施状況確認及び報告

・自宅提供者及び宿泊者へのアンケート実施

(4) 履行期間

契約の日から令和2年11月30日（月）まで

なお、イベントホームステイの実施期間は、以下のとおりとする。

① 7月 4日（土）～7月11日（土）

② 7月12日（日）～7月18日（土）

③ 7月19日（日）～7月25日（土）

④ 7月26日（日）～8月 1日（土）

⑤ 8月 2日（日）～8月 8日（土）

⑥ 8月 9日（日）～8月15日（土）

⑦ 8月16日（日）～8月22日（土）

⑧ 8月23日（日）～8月29日（土）

⑨ 8月30日（日）～9月 6日（日）

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2

項による措置を受けていないこと。

- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) プライバシーマーク、もしくはI SMS認証を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

プロポーザル招請通知を令和2年2月25日（火）にファクシミリ送信で通知する。

4 事業者を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 過去における類似する業務の実績に関する事項
- (3) イベントホームステイ運営事務局に関する事項
- (4) 自宅提供者の審査に関する事項
- (5) 自宅提供者向けの講習に関する事項
- (6) 自宅提供者の情報管理等に関する事項
- (7) 宿泊者の募集支援に関する事項
- (8) 苦情受付窓口（24時間対応）に関する事項
- (9) 実施状況確認及び報告に関する事項
- (10) 見積金額の妥当性
- (11) プレゼンテーション内容

5 選定方法

審査結果は、令和2年3月25日（水）に文書にて郵送で通知する。

提案書が特定された者は、契約相手方の候補者として、契約に向けた交渉を行う。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区 経済産業部産業連携交流推進課

住所 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話 03-3411-6653 FAX 03-3411-6635

E-mail : SEA03647@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び方法

①交付期間

令和2年2月10日（月）～2月21日（金）午後4時まで

②交付場所及び方法

・上記（1）担当所管課で配付

・世田谷区ホームページ

ホームページタイトル：イベントホームステイ実施業務委託に係るプロポーザル実施
について

以下の方法でアクセスできます。

① [世田谷区トップページ](#) → [事業者の方へ](#) → [各種申請・契約・入札](#) に掲載

② [目次から探す](#) → [仕事・産業](#) → [産業](#) に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①期限：令和2年2月21日（金）午後4時まで（必着）

②書類：①「参加表明書」・・・ 1部

②「登記事項証明書」・・・ 1部（発行年月日から3ヶ月以内のもの）

③「納税証明書（税務署が発行するもの・その1及びその3）」・・・・・・・・・・
1部（発行日から3ヶ月以内。写しも可。）

④「納税証明書（都道府県民税・市町村民税）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1部（発行日から3ヶ月以内のもので写しでも可）

⑤「財務諸表（貸借対照表及び損益計算書のみ）」・各1部（前期及び前々期分）

⑥プライバシーマーク、もしくはI SMS認証の取得を証明できるもの（写し等）

※②～⑤世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されている事業者は不要。

③場所：上記（1）担当所管課

④方法：持参、郵送（書留郵便に限る）

郵送等の未着事故については、区はその責を負わない。

（4）提案書の受領期限、提出場所及び方法

①期限：令和2年3月19日（木）正午まで（必着）

②場所：上記（1）担当所管課

③方法：持参による

7 その他

- （1）提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、全て提案・提出事業者の負担とする。
- （2）区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。提出書類の作成等と同様に、追加書類の提出にかかる費用は提案事業者の負担とする。
- （3）提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- （4）本資料及び別添資料等は、提案の検討以外の目的で使用することを禁じる。
- （5）郵送やファクシミリ等の送信の未着事故については、区はその責を負わない。
- （6）手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】
- （7）契約保証金 【免除】
- （8）契約書作成の要否 【要】
- （9）当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 【無】
- （10）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （11）提案書提出後に、何らかの事情により当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当まで連絡し、書面により取下げを申し出ること。

8 欠格事項

「2 参加資格要件」のいずれかの条件を満たすことが出来なくなった場合は失格とする。

※なお、必要に応じて、資格審査のために関係機関への照会を行う場合がある。